

就勞證明書

宛

證明日 西曆 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号 —————

担当者名

記載者連絡先 —————

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																				
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																				
2	フリガナ																					
	本人氏名								生年 月 日	年 月 日												
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			年 月 日 ~ 年 月 日															
4	本人就労先事業所	名称																				
		住所																				
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																				
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間)	分)								
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						☐							
		一月当たりの就労日数			月間			日			一週当たりの就労日数			週間			日					
		平日			時			分			～			時			分 (うち休憩時間)			分)		
		土曜			時			分			～			時			分 (うち休憩時間)			分)		
	日祝			時			分			～			時			分 (うち休憩時間)			分)			
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間		☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間)		分)										
就労日数		☐ 月間		☐ 週間		日																
シフト時間帯のうち最も早い時間と遅い時間				時		分		～		時		分 (うち休憩時間)		分)								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月		年 月			年月		年 月			年月		年 月								
		日／月		時間／月			日／月		時間／月			日／月		時間／月								
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																				
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																				
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																				
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																				
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																				
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																				
14	備考欄																					

誓約欄(自営業の記載内容に相違ないことの証明) ※(営業実態が確認できる書類の提出ができない場合は、下記の誓約をしての提出となります。)

《 誓 約 》

私は、上記内容のとおり自営業（内職）をしております。この内容に虚偽の報告や職員の質問に対して虚偽の答弁をした場合には、子ども子育て支援法第12条に基づき保育給付の額に相当する金額の全部または一部徴収に異議はありません。また、本証明書が無効に基づき保育施設の利用を解除されることに異議はありません。

令和 年 月 日

上記の内容に同意の上、誓約いたします。

保護者署名